

## 国立情報学研究所 データセット 利用規程

平成 15 年 3 月 24 日制定

平成 24 年 5 月 29 日改定

### （目的）

第一条 本規程は国立情報学研究所（以下「研究所」という。）のデータセット（以下「データセット」という。）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 テストコレクション 研究所が構築した、情報検索、質問応答、自動要約などのテキスト処理システムを評価するために用いるデータの集合。
- 二 データセット テストコレクションを構成する、文書データベース、課題リスト、正解データのうち、別表 1 に掲げるもの。
- 三 利用者 データセットを利用して研究を行う者。
- 四 共同利用者 利用者と直接共同してデータセットを利用して研究または研究支援を行う者。

### （利用者）

第三条 利用者としてテストコレクションを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関等の職員
- 二 国公立試験研究機関並びに研究又は研究支援を目的とする独立行政法人及び特殊法人等の職員
- 三 民間企業等の機関に属し、主に研究を職務とする職員
- 四 その他、国立情報学研究所 NTCIR テストコレクション利用申請審査委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めた者

第四条 共同利用者としてテストコレクションを利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 利用者と同一の組織に所属し、共同で研究等を行う者
- 二 利用者が直接指導する大学院生、研究生等

### （利用の申請）

第五条 データセットを利用しようとする者は、所定の利用申請書により、委員会に利用の承認を求めるものとする。

### （利用の承認）

第六条 委員会は、前条の申請について適当と認めた場合には、これを承認し、データセットを提供するものとする。

### （利用の期間）

第七条 利用者ならびに共同利用者（以下「利用者等」という。）がデータセットを利用することができる期間は、前条による承認の日から当該会計年度の末日までとする。ただし、会計年度の末日において承認事項の変更又は中止の申し出がない限り、会計年度単位にデータセットの利用を継続することができる。

### （利用に当たっての遵守事項）

第八条 利用者等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 研究又は研究支援以外の目的の利用を行わないこと。
- 二 営利を目的とした利用を行わないこと。

- 三 データセットおよびその全体または一部を複製したもの、あるいは、それを復元することができる状態に加工されたデータを第三者に対して、売買、貸与、刊行、配布、送信可能化しないこと。
- 四 データセットの利用およびそれによって得られた研究成果の発表において、データセット並びに関連するデータの著作権を侵害しないこと。
- 五 データセットを利用して行った研究活動の内容について、研究活動報告書を、委員会に提出すること。
- 六 データセットの利用によって得られた研究成果の発表論文には、本データセットを使用した旨を明記すること。発表論文の書誌事項（掲載資料名、巻号ページ、出版者、発表年月日等）とともに発表論文の別刷りまたはコピーを一部、委員会に提出すること。
- 七 データセットを利用して得られたデータの公開については、事前に甲から書面による承認を得ること。
- 八 データセットを用いた評価結果を商品の広告、宣伝などの営利目的、および誹謗・中傷に用いてはならない。
- 九 著作権者等の定める使用条件に違反しないこと。
- 一〇 その他委員会が別に定める事項

第九条 利用者は共同利用者に対して本利用規程を周知し、遵守させなければならない。

（利用者、第三者間の紛争等）

第十条 テストコレクションの利用に関し、利用者等と第三者との間に紛争が生じても、研究所はその責を負わない。

（利用資格の取消し等）

第十一条 委員会は、第八条の規定に違反した利用者に対して、その利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができる。利用の承認が取り消された場合は、速やかにデータセットを返還し、複製およびこれを加工して得られたデータの全てを消去しなければならない。

（報告書の提出）

第十二条 委員会は、利用者に対し、テストコレクションの利用の結果又は経過の報告を求めることができる。利用者は求めに応じ、速やかにこれを報告しなければならない。

（届出）

第十三条 利用者は、次の各号に掲げる事項に該当する事由が生じた場合は、速やかに委員会に届け出るものとする。

- 一 データセットの利用を中止するとき。
- 二 利用申請書の記載事項に変更が生じたとき。

（実施細則）

第十四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

( 別表 1 ) 利用規程により利用可能なデータセット一覧

- ・ NTCIR-2 SUMM 要約データ
- ・ NTCIR-3 CLIR 情報検索データ
- ・ NTCIR-3 QA 質問応答データ
- ・ NTCIR-3 SUMM 要約データ
- ・ NTCIR-3 WEB 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-4 CLIR 情報検索データ
- ・ NTCIR-4 QA 質問応答データ
- ・ NTCIR-4 SUMM 要約データ
- ・ NTCIR-4 WEB 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-5 CLIR 情報検索データ
- ・ NTCIR-5 CLQA 質問応答データ
- ・ NTCIR-5 QA 質問応答データ
- ・ NTCIR-5 WEB 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-6 CLIR 情報検索データ
- ・ NTCIR-6 CLQA 質問応答データ
- ・ NTCIR-6 QA 質問応答データ
- ・ NTCIR-7 ACLIA 情報検索・質問応答データ
- ・ NTCIR-8 ACLIA 情報検索・質問応答データ
- ・ NTCIR-8 GeoTime 情報検索データ
- ・ NTCIR-9 Crosslink 適合判定データ
- ・ NTCIR-9 INTENT 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-9 1CLICK 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-9 SpokenDoc 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-10 Crosslink 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-10 INTENT 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-10 1CLICK 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-10 MATH 検索課題・適合判定データ
- ・ NTCIR-10 SpokenDoc 検索課題・適合判定データ